

[illegible]

今後、高額療養費に該当した場合、本申請書の内容を基に支給します。支給申請は不要となります。
(ただし、世帯構成などに変更があった場合はその限りではありません。)
※請求年月とは、保険者に診療内容の情報が届いた月を表します。